

第1章 ギャンブル等依存症の基本的な考え方

1 計画策定の背景・趣旨

- ・ ギャンブル等^{※1}は、のめり込むことによりギャンブル等依存症^{※2}に至り、多重債務や貧困、家庭不和・虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合がある。
- ・ ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により回復が期待できる一方、本人が依存症であるという認識を持ちにくく、必要な治療や支援を受けられない人が多い。
- ・ 平成30年10月にギャンブル等依存症対策基本法が施行され、平成31年4月、国が基本計画を策定。これを基本として、県がギャンブル等依存症対策推進計画を策定。
- ・ 本計画に基づき、県民、関係事業者、各医療機関及び相談機関等と連携し、普及啓発、適切な治療及び回復支援、再発防止等、切れ目のない支援体制を構築する。

※1 「ギャンブル等」の定義：公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為。

※2 「ギャンブル等依存症」の定義：ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態（※1、※2 ギャンブル等依存症対策基本法第2条）

※ 公営競技：競馬、競輪、競艇、オートレース

※ 射幸行為：偶然の利益や成功を得ようとする行為

2 位置付け

ギャンブル等依存症対策基本法第13条第1項に定める「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」

3 計画の基本理念

- ・ ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずる。
- ・ ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援する。
- ・ 多重債務、貧困、家庭不和・虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図る。

4 計画期間

令和4(2022)年度から令和9(2027)年度までの6年間

第3章 取り組むべき具体的施策

I. 発症予防

1 普及啓発

- ・ 県民だよりや県ホームページへの掲載、パンフレットの配布
- ・ 相談窓口の周知及び講演会の実施
- ・ ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～5月20日）での重点実施、**官民連携した相談会（啓発週間）の実施**

2 予防教育

- ・ 学校教育における指導の促進
- ・ 中高生等への啓発冊子の配布、予防教育や講演会の実施
- ・ **大学との連携による普及啓発の取組**

3 アクセス制限

- ・ 本人及び家族の申告による入場制限、ネット投票制限
- ・ ATM等の撤去等

III. 治療支援

依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関

（令和元年12月指定）

- 専門医療機関：船橋北病院（船橋市）、秋元病院（鎌ヶ谷市）
 - ・ 依存症治療プログラムや家族向け回復プログラムの実施
 - ・ 依存症専門医療機関の拡充
 - ・ **専門医療機関同士の連携体制の強化**
- 治療拠点機関：船橋北病院（船橋市）
 - ・ 医療従事者を対象とした研修の実施
 - ・ **→地域の相談支援者等も対象に含めた研修の実施**
 - ・ 依存症医療の均てん化や関係機関とのネットワークの構築

V. 多重債務問題への支援

1 多重債務問題への相談支援

県消費者センター、ギャンブル依存症問題を考える会千葉、社会福祉協議会、千葉司法書士会、法テラス千葉、日本貸金業協会 等

2 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化

- ・ 県警察による厳格な取り締まりの実施
- ・ **オンラインカジノの違法性等についての広報啓発・教育**

- ゲームやインターネットへの依存に関する取組
 - ・ 教育機関と連携した啓発用冊子の配布や講演会の実施

II. 相談、社会復帰支援

1 相談支援 →相談窓口の充実

- ・ 依存症相談拠点機関：県精神保健福祉センター、千葉市こころの健康センター
- ・ 自治体の設置した相談窓口：県保健所及び中核市保健所、県消費者センター、中核地域生活支援センター、生活困窮者自立相談支援機関 等
- ・ 関連事業者における相談窓口：公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター、リカバリーサポート・ネットワーク 等
- ・ 民間団体における相談窓口：ギャンブル依存症問題を考える会千葉、全国ギャンブル依存症家族の会千葉、社会福祉協議会 等

2 社会復帰支援

自助グループ（GA、ギャマノン）、ギャンブル依存症問題を考える会千葉、全国ギャンブル依存症家族の会千葉 等

IV. 民間団体との連携

- ・ 県ホームページでの民間団体の活動紹介、「ギャンブル等依存症に関する機関情報」冊子の作成、依存症家族講演会等での民間団体や自助グループ等との連携
- ・ **自助グループと連携した治療回復プログラムの実施や活動支援の充実**
- ・ 依存症相談拠点機関及び依存症治療拠点機関における民間団体や自助グループ等との連携
- ・ ギャンブル等依存症問題の対策を進めている民間団体に対する助成（関連事業者）

VI. 基盤整備

1 人材育成

支援者研修、医療従事者研修、事業所従業員研修等

2 包括的な連携協力体制の構築

- ・ ギャンブル等依存症対策推進協議会
- ・ 千葉県依存症対策連携会議
- ・ 千葉県多重債務問題対策本部会議

第4章 推進体制

1 関連施策との有機的な連携

総合計画、保健医療計画、健康ちば21
障害者計画、アルコール健康障害対策推進計画
自殺対策推進計画等

2 ギャンブル等依存症対策推進協議会

計画の進行管理を実施

3 計画の見直し

令和6年度に中間見直しを実施
⇒令和9年度に見直しを実施

数値目標	計画策定期（令和2年度）	現状値（令和5年度）	中間目標（令和6年度）	目標（令和9年度）
専門医療機関数	2カ所	2カ所	3カ所	4カ所
専門医療機関治療件数（専門医療機関合計）	103人	275人	130人	350人
治療回復プログラム参加者数（相談拠点機関）	21人	32人	27人	80人
治療回復プログラム参加者数（治療拠点機関）	57人	118人	70人	130人

第2章 ギャンブル等依存症の現状

ギャンブル等依存が疑われる者の推計値

対象人口 (20歳から74歳)	推計値	全国 ※3	千葉県 ※4
過去1年以内にギャンブル等の経験のある者	成人の0.8%	約70万人	約3万5千人
生涯を通じて、ギャンブル等の経験のある者	成人の3.6%	約320万人	約16万人

※3 国立研究開発法人日本医療研究開発機構障害者対策総合研究開発事業「ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究2016～2018年度」より。

※4 上記「3」の推計値をもとに、本県の対象人口（令和6年8月1日時点）で試算した数値。